

平成31年3月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(ネ)第5032号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第23144号)

口頭弁論終結日 平成31年1月24日

5 判 決

平成30年(ワネ)第2019号控訴提起事件控訴人

同年(ワネ)第2031号控訴提起事件被控訴人

10 (以下「一審原告」という。)

訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 浅井淳子

同 太田賢志

同 五反田裕

15 同 五津頭一郎

同 見次友浩

東京都渋谷区神泉町9番1号

平成30年(ワネ)第2019号控訴提起事件被控訴人

同年(ワネ)第2031号控訴提起事件控訴人

20 第一商品株式会社

(以下「一審被告会社」という。)

代表者代表取締役 正垣達雄

25 平成30年(ワネ)第2019号控訴提起事件被控訴人

同年(ワネ)第2031号控訴提起事件控訴人

立川

(以下「一審被告立川」といい、一審被告会社と併せて「一審被告ら」という。)

上記両名訴訟代理人弁護士 川 戸 淳 一 郎

主 文

1. 一審原告の本件控訴及び一審被告らの本件控訴をいずれも棄却する。
2. 一審原告の控訴費用は一審原告の、一審被告らの控訴費用は一審被告らの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告らは、一審原告に対し、連帶して 878万5586円及びこれに対する平成26年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 一審被告ら

- (1) 原判決中一審被告ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しに係る部分につき、一審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1. 本件は、一審原告が、一審被告らに対し、商品先物取引業者である一審被告会社に委託して行った商品先物取引について、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等があったため損害を被ったと主張して、一審被告会社の従業員であった一審被告立川につき民法709条に基づき、一審被告会社につき民法709条又は同法715条1項に基づき、損害賠償として 878万5586円及びこれに対する不法行為の後の日である平成26年12月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事

案である。

原審は、一審原告の請求について、一審被告らに対し570万5271円及びこれに対する平成26年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求める限度で認容し、その余をいずれも棄却し、一審原告及び一審被告らがそれぞれ本件控訴を提起した。

2 前提事実及び関係法令等の定め並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、次項に当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決3頁7行目の「同年3月」を「同月」と改める。
- (2) 同4頁18行目の「7月10日号外」を削る。
- (3) 同8頁25行目の「甲7」の次に「。以下「本件ガイドライン」という。」を加える。
- (4) 同10頁11行目の「一定期間」を「一定の期間」と改める。
- (5) 同17頁24行目の「被告」を「一審被告会社」と改める。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 一審原告

ア 適合性原則違反の有無（争点1）について

一審原告は、商品先物取引を行う意向が全くなく、商品先物取引の経験もなく、その財産は毀損することが許されない生活資金であった。しかし、一審被告立川は、不招請勧誘の上、適合性審査をないがしろにして、一審原告に本件先物取引を行わせた。

イ 断定的判断の提供の有無（争点2）について

一審被告立川は、商品先物取引業者において外務員資格を持つ専門家で、係長という肩書を持つ者であり（甲2），そのような者が過去の情報に裏

付けされた情報として伝えれば、一審原告に対して強い影響力をもたらしたことは容易に想像できる。実際に、一審原告は、一審被告立川の勧誘した取引をそのまま行っている。

一審原告は、商品先物取引のような投機的取引を行う意向など全くなかったのであり（甲30、一審原告本人）、そのような一審原告の消極的意思に変容を生じさせ、高度の投機取引をする意思を生じさせたのであるから、断定的判断の提供といい得る程度の勧誘行為が行われた可能性は高く、勧誘者が具体的にどのような勧誘を行ったかについて合理的な説明ができない場合には、断定的判断の提供があったというべきである。

ウ 説明義務違反の有無（争点3）について

一審被告立川の平成22年5月25日及び27日の説明状況は、確認書（甲4、6.）や業務日誌（乙12の2）を見ると、説明の時間はわずかであるのに、説明に際して交付された資料はいずれも大部で、基本的な事項は小さな文字で詳細に記載され、その内容も専門用語が多く使われており、商品先物の知識経験のない者が短時間で一読して理解するのはほとんど不可能なものであるから、一審被告立川が必要な説明義務を履行したとはいえない。

エ 新規委託者保護義務違反の有無（争点4）について

新規委託者保護義務違反は、適合性原則の一つの発現として、その存在が認められ、判断基準が示されてきた違法要素であるから、同義務に係る基準を示す各種規律の改廃により、その義務の存在自体が影響を受けることはない。

平成10年以前には、商品先物取引業者は、自主基準として、新規委託者につき取引開始から3か月間は建玉の残枚数が原則20枚を超えないこととされていた。取引単位等が多様化している現在では、形式的に当てはめることはできないとしても、一審原告が行ったのは金と白金の取引のみ

であり、平成10年改正前から存在し、同様の取引単位の取引であるから、新規委託者保護義務違反の有無を判断するに当たって、「3か月20枚以内」という基準は、本件に関しては妥当するといえるし、少なくともこれを大きく超える取引枚数を受注することは相当ではなかった。

5 才 過失相殺の可否（争点8）について

一審原告は、一審被告立川から利益を強調した勧誘を受けた状況であったから、本件適合性申出書（乙19）を複写して作成しても、商品先物取引が支払った証拠金以上の大きな損失につながる可能性等について想到していたとはいえない。

10 一審被告立川は、一審原告に損失が生じた後も、損失が生じた原因、本件先物取引は取引を継続しても損失を挽回することが構造上難しいこと等、投資を継続する判断に当たって必要な情報を一切告げないで、一審原告の取引を継続させているから、一審被告らは果たすべき義務は尽くしていないかった。

15 以上に照らすと、過失相殺を基礎付ける事情はない。

(2) 一審被告ら

顧客の任意な判断又は承諾の下に両建取引が選択された場合、必要に応じて損切り等の両建解消を助言指導すべき義務があるかについて、具体的に、いつ、どのような相場予測に基づいて、売玉の決済か買玉の決済を指導すべきであったのか不明確である。実際に損切りという顧客が嫌がる投資判断を助言指導すべき義務を想定することは困難である。

したがって、一審被告らは、一審原告に対し、取引開始後の個別取引の場面において、両建のリスク等を説明したり、その結果一審原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を負うものではない。

25 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、一審原告の本件請求は、一審被告らに対し570万5271円及びこれに対する平成26年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、次項に当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし9に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決28頁16行目の「証券会社」を「商品先物取引業者」と、同頁18行目の「証券取引」を「商品先物取引」とそれぞれ改める。
- (2) 同28頁25行目の「多用な」を「多様な」と改める。
- (3) 同29頁2行目の「(3) 原告は」を次のとおり改める。

「(3) 一審原告は、平成19年6月以降は無職であり、本件先物取引開始時にも、化粧販売代行店店長の肩書はあったものの、たまにアルバイトをしていただけであって、収入はほとんどなく、原則として不適当と認められる勧誘の類型の対象者である一定以上の収入を有しない者に該当し、本件FX取引と並行して本件先物取引を開始させられたものであって、異なる取引を同時に行うことができる適合性が求められるところ、そのような適合性があったとはいえないなどと主張する。

よって検討するに、一審原告は、

- (4) 同29頁4行目の「いずれにしても」の次に「本件ガイドライン上」を加え、同行目の「おそれがある者」を「勧誘の対象者」と改める。
- (5) 同29頁10行目の「交付している」を「交付しており、これらにより、本件ガイドライン上、適合性原則に照らして不適当と認められないための例外の要件の実質的な部分を充たしていたものといえる」と改める。
- (6) 同29頁17行日の「ため、」の次に「本件ガイドライン上は」を加え、同頁18行目の「おそれがある者」を「勧誘の対象者」と改める。

- (7) 同30頁13行目の「原告は」から同頁14行目の「しかし」までを「一審原告本人尋問の結果及び同人作成の陳述書（甲30）中にはこれに沿う内容の供述ないし記載がある。しかし、一審被告立川本人尋問の結果及び同人作成の陳述書（乙24）中には、一審原告の商品先物取引は、一審被告立川からの一方的な売買提案があり、一審原告がそれに従ったというのではなく、個々の取引について常に相談しながら一審原告が行っていた旨の供述ないし記載があるほか」と改める。
- (8) 同30頁19行目の「陳述の」を「主張の」と、同頁23行目の「原告の上記陳述は信用できず」を「一審原告本人の上記供述等は直ちに採用することができず」とそれぞれ改める。
- (9) 同31頁6行目の「(2) 被告立川は」を次のとおり改める。
「(2) 一審原告は、一審被告立川は一審原告に対して先物取引の仕組みや危険性等について具体的な説明をしなかったと主張し、一審原告本人尋問の結果及び同人作成の陳述書（甲30）中には、これに沿う供述ないし記載がある。
- しかしながら、一審立川は」
- (10) 同31頁9行目の「したがって」から同行目末尾までを「そうすると、上記供述等は容易に採用することができず、他に一審被告立川が先物取引の仕組みや危険性等について具体的な説明をしなかったとの事実を認めるに足りる証拠はない。一審原告の主張は採用することができない。」と改める。
- (11) 同32頁2行目末尾の次に改行の上、以下を加える。
「一審原告は、取引開始3か月以内は、原則として建玉が20枚を超えないようにすべきであり、本件先物取引の開始から3か月以内の建玉は36枚であったから、新規委託者保護義務に反すると主張する。
- しかしながら、一審原告の主張する建玉基準は、自主基準としても本件先物取引開始当時には廃止されていたものであるから、当該基準を逸脱したこ

5 とから直ちに新規委託者にとって過大な取引であったと評価することは相当
でない。」

- (12) 同32頁23行目冒頭から同33頁6行目末尾までを削る。
- (13) 同34頁2行目の「両建取引をし、」の次に「同月8日には売玉を仕切り、
両建は解消されたものの、」を加える。
- (14) 同35頁21行目末尾の次に改行の上、以下を加える。

10 「ウ 一審被告らは、一審原告は、両建の一般的な危険性は認識しており、そ
の豊富な投資経験と商品先物取引の習熟度を踏まえれば、一審被告立川が
両建を提案したとしても、直ちに違法であるということはできず、また、
相場の動向や顧客の投資判断によって両建が継続することもあり得るから、
當時両建を直ちに不合理であるということはできないと主張する。

15 しかしながら、商品先物取引業者は、顧客の相場予測が当たっても当然
らなくても、取引ごとに手数料収入を得ることができ、法が両建の勧誘を
禁止し、両建取引を理解していない顧客から受託することを禁止したのは、
商品先物取引の射幸性及びその危険性に加え、商品先物取引業者と顧客と
の間にそのような不均衡が存在することから、商品先物取引業者が顧客の
利益をないがしろにして手数料収入を得ようとするのを防止するためで
あると解されること、そうすると、一審被告らは、商品相場の値動きの予
測に精通し、かつ、一審原告の財産状況や取引経験、本件先物取引の状況
を全体として客観的に俯瞰できる立場にあるから、一審原告に対し、両建
の仕組みとそのリスクを説明した上で一審原告の責任と判断に委ねるだけ
ではなく、取引開始後の個別取引の場面においても両建のリスク等を一審
原告に説明すべきであり、その結果一審原告が両建を選択した後も、必要
に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助
言義務を信義則上負うものと解するのが相当であること、一審被告立川は、
20 一審原告が実際に両建取引を希望した平成22年10月6日頃、両建て取

引のリスク等について具体的に説明したことはうかがわれず、一審原告は
同月 14 日から平成 24 年 9 月 28 日まで常に両建の状態のまま取引を続
け、そのため、限月近くまで建玉を維持した結果、処分を余儀なくされて
損失を出したものや、相場が高騰傾向にある中で買い建てたことにより
後に損失を招いたものもあること、一審原告は、個々の建玉による少額の
確定利益を積み上げていきたいという投資方針があり、その裏返しとして、
万が一の場合にも損失を軽減できるからという期待から両建取引を継続し
たため、どっちつかずの状態が長期間継続したことで投資可能金額ぎりぎ
りまで損失を拡大させてしまったものといえること、一審被告立川は、遅
くとも平成 22 年 10 月 6 日には、商品先物取引の初心者である一審原告
が両建取引を継続することで損失を被る結果となることを具体的に予見し、
又は予見することができたと認められること、それにもかかわらず、一審
被告立川は、一審原告に対し、両建取引を維持継続することについて多大
な危険性があることを説明せず、場当たり的な対応に終始していたから、
上記両建取引の解消について具体的な指導や助言をしたとは認められない
こと、したがって、一審被告立川は、上記指導助言義務を怠った過失があ
ると認められることは、前示のとおりである。一審被告らの主張は採用す
ることができない。」

2 当審における当事者の補充主張について

(1) 一審原告の主張について

ア 適合性原則違反の有無（争点 1）について

一審原告は、一審原告には商品先物取引を行う意向は全くなく、商品先
物取引の経験もなく、その財産は毀損することが許されない生活資金であ
ったのに、一審被告立川は、一審原告に対し不招請勧誘をし、適合性審査
をないがしろにしたなどと主張する。

しかしながら、本件先物取引の開始の経緯については、一審原告が一審

被告会社に対しモバイルサービス及び金に関する情報が掲載された資料の申込みをし、一審被告立川が、当該資料を交付するとともに、一審被告会社の業態、金市況、商品先物取引について説明し、その後も、面談、資料提供等を通じ、商品先物取引の仕組みやリスクを説明し、一審原告が取引口座の開設を申し込みに至ったこと、一審原告は、年収が低いため、本件ガイドライン上は原則として不適当と認められる勧誘の対象者ではあるものの、一審原告の保有資産の額に照らし投資可能金額800万円は過大であるとはいえないし、一審原告は自らが原則不適格者であることを認識した上で本件先物取引への参加を希望しており、商品先物取引に類似するレバレッジのある取引を含めて投資経験を有していたこと、したがって、一審原告に、商品先物取引の適合性がなかったとはいえないことは、前記1説示のとおりであり、不招請勧誘に当たるものともいえない。一審原告の主張は採用することができない。

イ 断定的判断の提供の有無（争点2）について

一審原告は、商品先物取引のような投機的取引を行う意向など全くなかったのであり、そのような一審原告の消極的意思に変容を生じさせ、高度の投機取引をする意思を生じさせたのであるから、断定的判断の提供といい得る程度の勧誘行為が行われた可能性は高いなどと主張する。

しかしながら、一審原告の損失の状況に照らすと、一審原告主張のとおり一審被告立川が発言したというのであれば、一審原告は、一審被告立川の提供した判断どおりに相場が変動せず、利益も出なかつたにもかかわらず一審被告立川の判断を諾々と信じ続けていたということになるが、このようなことは甚だ不自然であるといわざるを得ないこと、断定的判断の提供に関する一審原告本人の供述等は直ちに採用することができず、他にその事実を認めるに足りる証拠はないことは、前記1説示のとおりである。

一審原告が投機取引をする意思を持つに至ったとしても、そのことから、

一審被告立川による違法な断定的判断の提供の事実があったものと推認することができない。一審原告の主張は採用することができない。

ウ 説明義務違反の有無（争点3）について

一審原告は、一審被告立川の説明の時間はわずかであるのに、説明に際して交付された資料はいずれも大部で、基本的な事項は小さな文字で詳細に記載され、その内容も専門用語が多く使われており、商品先物の知識経験のない者が短時間で一読して理解するのはほとんど不可能なものであるから、一審被告立川が必要な説明義務を履行したとはいえないと主張する。

しかしながら、一審被告立川は、一審原告に対し、「商品先物取引委託のガイド」等の資料を交付して商品先物取引の仕組みやリスクについて説明し、一審原告は一審被告立川の説明を受けてこれらを理解した旨の書面を差し入れているから、一審被告立川に説明義務違反があったと認められないことは、前記1説示のとおりである。一審原告の主張は採用することができない。

エ 新規委託者保護義務違反の有無（争点4）について

一審原告は、平成10年以前の自主基準について、取引単位等が多様化している現在では、形式的に当てはめることはできないとしても、一審原告が行ったのは金と白金の取引のみであり、平成10年改正前から存在し、同様の取引単位の取引であるから、新規委託者保護義務違反を判断するに当たって、「3ヶ月20枚以内」という基準は、本件に関しては妥当するといえるし、少なくともこれを大きく超える取引枚数を受注することは相当ではなかったと主張する。

しかしながら、一審原告の主張する建玉基準は、自主基準としても本件先物取引開始当時には廃止されていたものであるから、当該基準を逸脱したことから直ちに新規委託者にとって過大な取引であったと評価することは相当でないこと、一審被告会社においては、新規委託者を保護するため、

取引開始から3か月以内は投資可能金額の3分の1以下の金額で取引することとされ、本件先物取引のうち開始3か月以内での必要証拠金額は最大で195万円であって、投資可能金額800万円の3分の1以内であり、本件先物取引の開始3か月以内の取引が、一審原告にとって過大なものであったとはいえないから、新規委託者保護義務の違反があったとは認められないことは、前記1説示のとおりである。一審原告の主張は採用することができない。

オ 過失相殺の可否（争点8）について

一審原告は、商品先物取引が支払った証拠金以上の大きな損失につながる可能性等について想到していたとはいえないし、一審被告立川は、一審原告に損失が生じた後も、投資を継続する判断に当たって必要な情報を一切告げないで、一審原告の取引を継続させているから、一審被告らは果すべき義務は尽くしていなかったと主張する。

しかしながら、一審原告は、商品先物取引はリスクの高い投資であることを認識し、かつ、自らが原則不適格者であることも認識した上で、自ら希望して本件先物取引を開始しており、多額の損失を出した後も本件先物取引を継続したことにより損失が拡大したものであって、このような取引経過に照らせば、一審原告には過失があるといわざるを得ないこと、他方で、一審被告立川が指導助言義務に違反したものであることを考慮すると、一審原告の過失割合は3割と認めるのが相当であることは、前記1説示のとおりである。一審原告の主張するところは、この判断を左右するものとはいえない。一審原告の主張は採用することができない。

(2) 一審被告らの主張について

一審被告らは、顧客の任意な判断又は承諾の下に両建取引が選択された場合、必要に応じて損切り等の両建解消を助言指導すべき義務があるかについて、具体的に、いつ、どのような相場予測に基づいて、売玉の決済か買玉の

決済を指導すべきであったのか不明確であり、一審被告らは、取引開始後の個別取引の場面において、両建のリスク等を説明したり、その結果一審原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を負うものではないと主張する。

しかしながら、商品先物取引業者は、顧客の相場予測が当たっても当たらなくとも、取引ごとに手数料収入を得ることができ、法が、両建の勧誘を禁止し、両建取引を理解していない顧客から受託することを禁止したのは、商品先物取引の射幸性及びその危険性に加え、商品先物取引業者と顧客との間にそのような不均衡が存在することから、商品先物取引業者が顧客の利益をないがしろにして手数料収入を得ようとするのを防止するためであると解されること、そうすると、一審被告らは、商品相場の値動きの予測に精通し、かつ、一審原告の財産状況や取引経験、本件先物取引の状況を全体として客観的に俯瞰できる立場にあるから、一審原告に対し、両建の仕組みとそのリスクを説明した上で一審原告の責任と判断に委ねるだけではなく、取引開始後の個別取引の場面においても両建のリスク等を一審原告に説明すべきであり、その結果一審原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を信義則上負うものと解するのが相当であること、一審被告立川は、一審原告が実際に両建取引を希望した平成22年10月6日頃、両建て取引のリスク等について具体的に説明したことはうかがわせず、一審原告は同月14日から平成24年9月28日まで常に両建の状態のまま取引を続け、そのため、限月近くまで建玉を維持した結果、処分を余儀なくされて損失を出したものや、相場が高騰傾向にある中で買いを建てたことにより後に損失を招いたものもあること、一審原告は、個々の建玉による少額の確定利益を積み上げていきたいという投資方針があり、その裏返しとして、万が一の場合にも損失を軽減できるからという期待から両建取引を継続したため、どっちつかずの状態が長期間継続

5 したことで投資可能金額ぎりぎりまで損失を拡大させてしまったものといえ
ること、一審被告立川は、遅くとも平成22年10月6日には、商品先物取
引の初心者である一審原告が両建取引を継続することで損失を被る結果とな
ることを具体的に予見し、又は予見することができたと認められるにもかか
わらず、一審原告に対し、両建取引を維持継続することについて多大な危険
性があることを説明せず、場当たり的な対応に終始していたものであるから、
上記両建取引の解消について具体的な指導や助言をしたとは認められず、上
記指導助言義務を怠った過失があると認められることは、前記1説示のとお
りである。一審被告立川について、具体的に、いつ、どのような相場予測に基
づいて、売玉の決済か買玉の決済を指導すべきであったとまで特定するこ
とができるとしても、両建取引に関する指導助言義務を怠った過失がある
との上記の判断を左右するものとはいえない。一審被告らの主張は採用する
ことができない。

3 結論

15 よって、一審原告の本件請求について、一審被告らに対し570万5271
円及びこれに対する平成26年12月13日から支払済みまで年5分の割合に
による金員の連帯支払を求める限度で認容し、その余はいずれも棄却すべきであ
り、これと同旨の原判決は相当であって、一審原告の本件控訴及び一審被告ら
の本件控訴はいずれも理由がないからいずれも棄却することとして、主文のと
おり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

後藤 博

25 裁判官

藤岡 淳

裁判官

小川 雅敏

これは正本である。

平成 31 年 3 月 28 日

東京高等裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 富 盛 秀 樹

